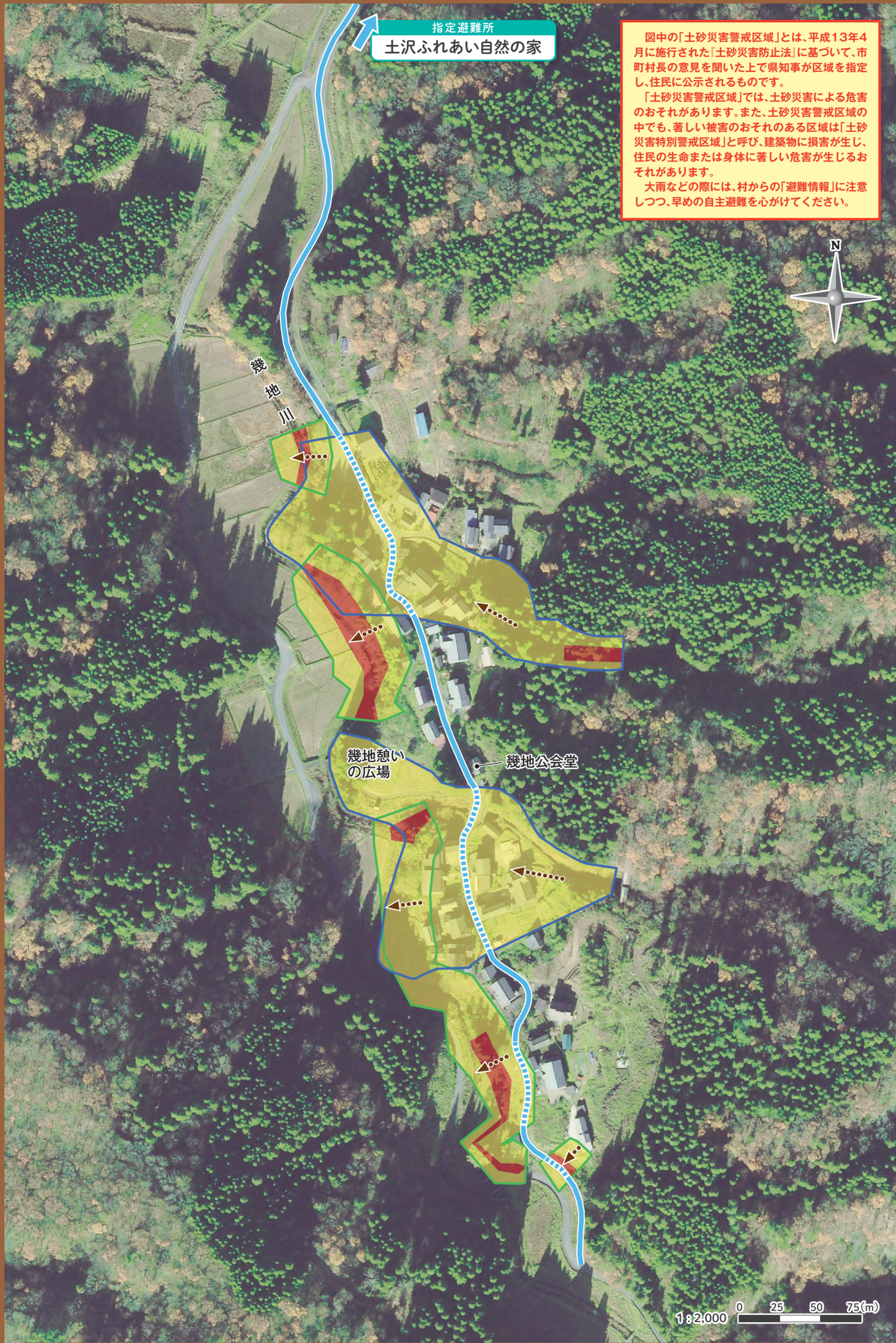


# 幾地地区 土砂災害ハザードマップ



図中の「土砂災害警戒区域」とは、平成13年4月に施行された「土砂災害防止法」に基づいて、市町村長の意見を聞いた上で県知事が区域を指定し、住民に公示されるものです。

「土砂災害警戒区域」では、土砂災害による危害のおそれがあります。また、土砂災害警戒区域の中でも、著しい被害のおそれのある区域は「土砂災害特別警戒区域」と呼び、建築物に損害が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあります。

大雨などの際には、村からの「避難情報」に注意しつつ、早めの自主避難を心がけてください。

凡 例	
土砂災害警戒区域(土石流)	
土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)	
土砂災害警戒区域(地すべり)	
土砂災害特別警戒区域	
指定避難所	
避難路	
避難路(警戒区域内を通る避難路) がけ下を避難する場合はがけ崩れに注意しましょう!	
土砂のおおよその移動方向	

### 新潟県ホームページでの土砂災害に関する情報提供

土砂災害警戒情報とは？

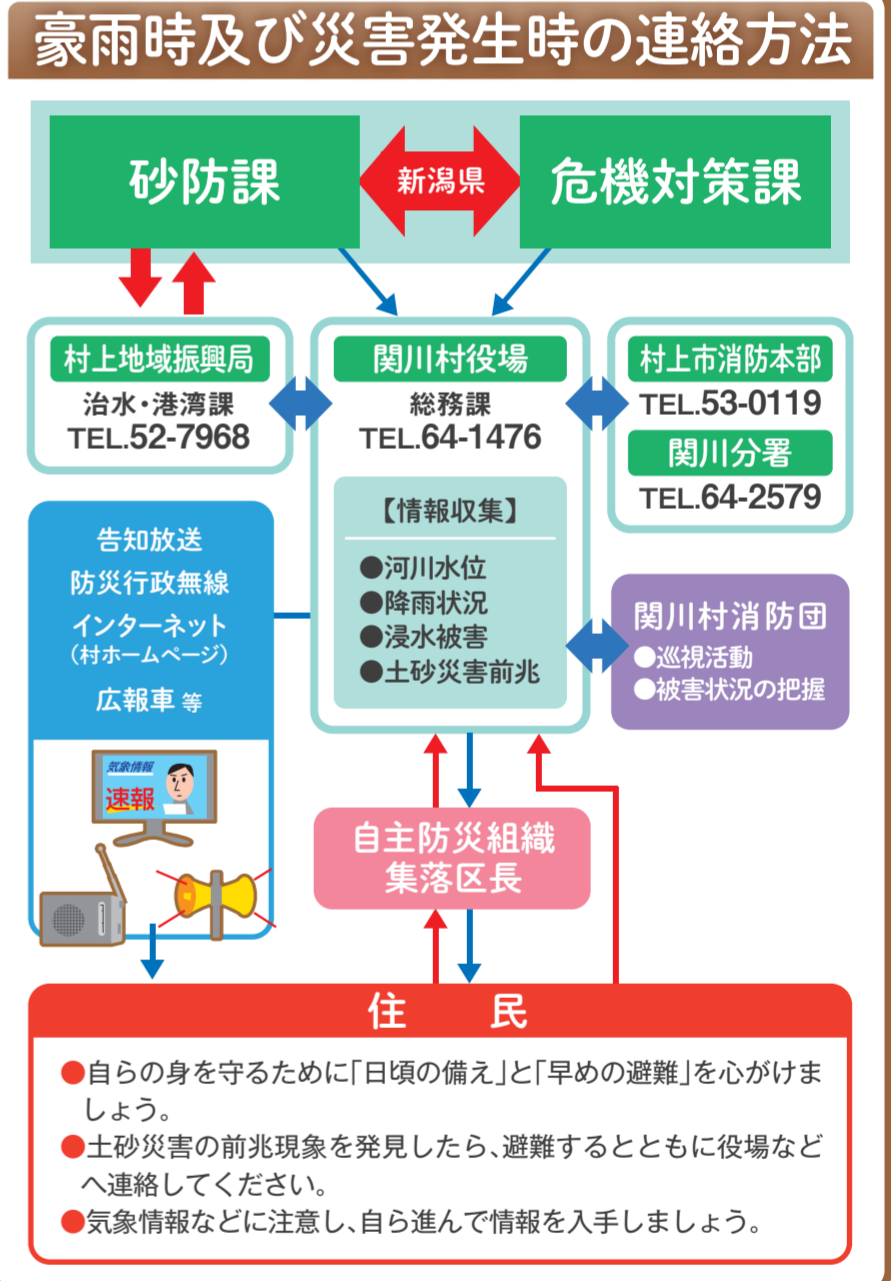
土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が住民へ避難勧告等を適切に行えるように支援するとともに、住民自らの避難判断にも参考となるよう新潟県と気象庁が共同で発表する情報です。

**新潟県土砂災害警戒情報システム**  
土砂災害危険度等の情報を提供

<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/sabou/>

新潟 土砂災害 検索

QRコード: スマホサイト, 携帯サイト



### 緊急時の連絡先

我が家の避難場所: \_\_\_\_\_

電話番号: \_\_\_\_\_

連絡先	電話番号
関川村役場(代表)	64-1441
村上市消防本部	53-0119
村上消防署 関川分署	64-2579
村上警察署 下関交番	64-1031

家族の連絡先と避難時のメモ

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

【この土砂災害ハザードマップに関するお問い合わせ先】  
**関川村役場 総務政策課** TEL.0254-64-1476  
 〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

### 土砂災害の種類と前兆現象

土石流	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	地すべり
山腹や渓流に堆積していた土石が長雨や集中豪雨によって、一気に下流へ押し流される現象。	地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象。	斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。
<b>指定イメージ</b>	<b>指定イメージ</b>	<b>指定イメージ</b>
<b>前兆現象</b> ● 山鳴りがする ● 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる ● 急に川の水が濁り、流木が混ざっている	<b>前兆現象</b> ● がけからの水がにごる ● がけに亀裂が入る ● 小石がはらばら落ちてくる	<b>前兆現象</b> ● 地面に亀裂、段差ができる ● 樹木が倒れる ● 斜面から水がふき出す

### 避難するためには

■ テレビ・ラジオから **大雨警報・土砂災害警戒情報** が発表されたとき  
家の裏側の渓流や斜面に注意し、異常が見られたら急いでその場から離れてください。

早期避難を心がけましょう

■ 幾地村役場から **避難準備・高齢者等避難開始** が発令されたとき  
家の裏側の渓流や斜面に異常が見られたら急いでその場から離れてください。避難時間を要する人(高齢者、障がいのある方、乳幼児など)とその支援者は避難を開始してください。家族との連絡や貴重品・重要物等の非常用持出品を用意して避難の準備をしてください。

■ 幾地村役場から **避難勧告** が発令されたとき  
役場では避難所を開設しています。指定された避難所等へ至急避難してください。

■ 幾地村役場から **避難指示(緊急)** が発令されたとき  
避難されていない人は、早急に避難所等に避難してください。もし逃げ遅れたり、避難が困難な場合は、できるだけ斜面から離れた部屋や2階へ移動するなど、命を守る行動をとってください。